

東根市議会基本条例（解説付き）

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	4
第2条 最高規範性	5
第2章 議会及び議員の活動原則等	
第3条 議会の活動原則	6
第4条 議員の活動原則	7
第5条 議長の責務	8
第6条 会派	9
第7条 災害等発生時の議会の対応	10
第3章 市民と議会との関係	
第8条 会議の公開等	11
第9条 広聴及び広報の充実	13
第10条 市民の参画	14
第4章 市長等と議会との関係	
第11条 市長等と議会との関係の基本原則	15
第12条 議決事件の追加	16
第13条 説明等の要求	17
第5章 議会の機能強化	
第14条 委員会	18
第15条 情報通信技術の積極的活用	19
第16条 議員研修の充実強化	20
第17条 議会事務局の体制整備	21
第18条 予算の確保	22
第19条 政務活動費の活用	23
第6章 定数及び報酬	
第20条 議員の定数	24
第21条 議員報酬	25
第7章 検証及び見直し	
第22条 条例の検証	26
第23条 条例の見直し	27
附則	28

前文

地方分権の進展に伴い、地方公共団体は自らの判断と責任による自治運営が求められ、二元代表制の一翼を担う地方議会の果たす役割は重要性を増している。

東根市議会はその重要性に鑑み、地方自治の本旨に基づき、唯一の議事機関であるという自覚のもと住民の意思を代弁し、地方分権の時代に相応しい議会の在り方を追求しながら不断の改革に取り組んできた。

ここに、これまでの取組をより確かなものとするとともに、東根市議会が目指す「開かれた議会」、「身近な議会」、「行動する議会」の実現を通して、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを固く決意し、東根市議会の最高規範となる本条例を制定する。

【趣旨・考え方】

- 議会基本条例の制定に至った背景と決意を「前文」として記載しています。
- 平成12年（2000年）4月に、通称「地方分権一括法」が施行され、「国から地方へ」と政治機構の在り方が見直されてから20年が経過し、地方公共団体には、それぞれの責任のもとで自治運営を行うべく権限の委譲が進みました。これに伴い、地方公共団体における二元代表制の一翼を担う地方議会の役割の重要性に鑑み、東根市議会では、議会の活性化策の検討を目的とした「議会のみらい検討委員会」を立ち上げ、「市民に開かれた議会」、「政策提言・立案機能の強化」、「議員の資質向上」、「議会運営のあり方」を検討の柱に据え、様々な改革に取り組んできました。

これまでの取組を後戻りさせることなく、目指すべき議会のあり方を実現させることで、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与するという決意のもと、東根市議会において最高規範性を有する条例として、東根市議会基本条例を制定することとします。

【用語解説】

● 地方分権

国が持つ地方に関する権限や事業に必要な予算を地方（県や市町村など）に移して、その地域の自主性を踏まえ、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすることをいいます。

● 地方公共団体

日本国憲法に定められた行政機関（都道府県や市町村）のことをいいます。

● 自治運営、地方自治の本旨

日本国憲法に保障された「地方自治の本旨」は、権限が委ねられた地方公共団体が自らの意思と責任において行う「団体自治」と、住民が地域の政治や政策決定の過程に参加する「住民自治」の2つの要素があり、地方公共団体には、その2つの「自治」に基づく運営（前文では「自治運営」という言葉で表現しています。）が求められます。

● **二元代表制**

地方公共団体において、執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員を、ともに住民が直接選挙で選ぶことをいいます。それぞれ住民を代表する立場として、対等な立場で緊張感を持ちながら自治運営を行います。

● **執行機関**

地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことをいいます。東根市では、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会が「執行機関」に当たります。

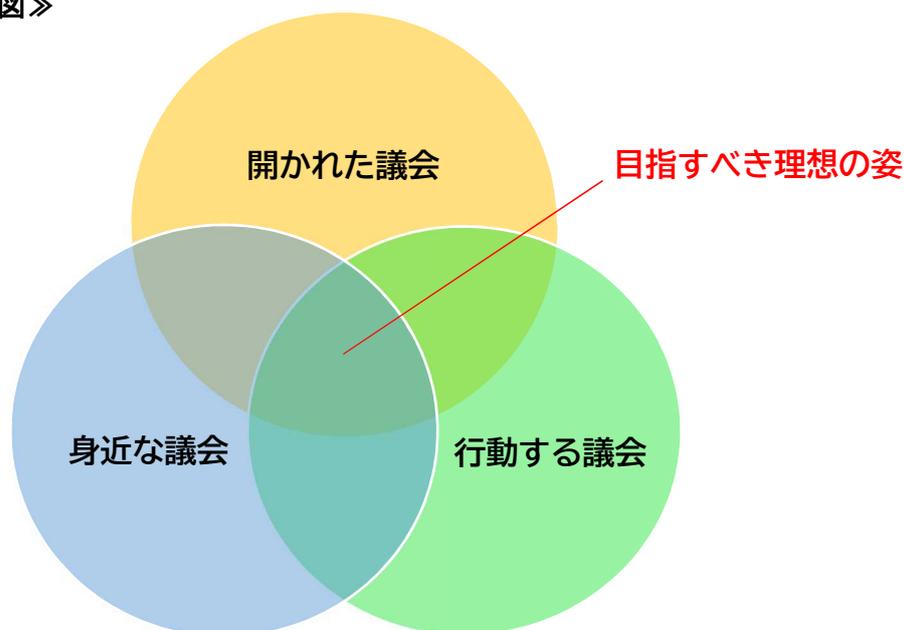
● **議事機関**

条例の制定を始め、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体に置く機関のことで、いわゆる「議会」のことを指します。

● **「開かれた議会」、「身近な議会」、「行動する議会」**

東根市議会が目指す3つの議会像を表しています。

《イメージ図》



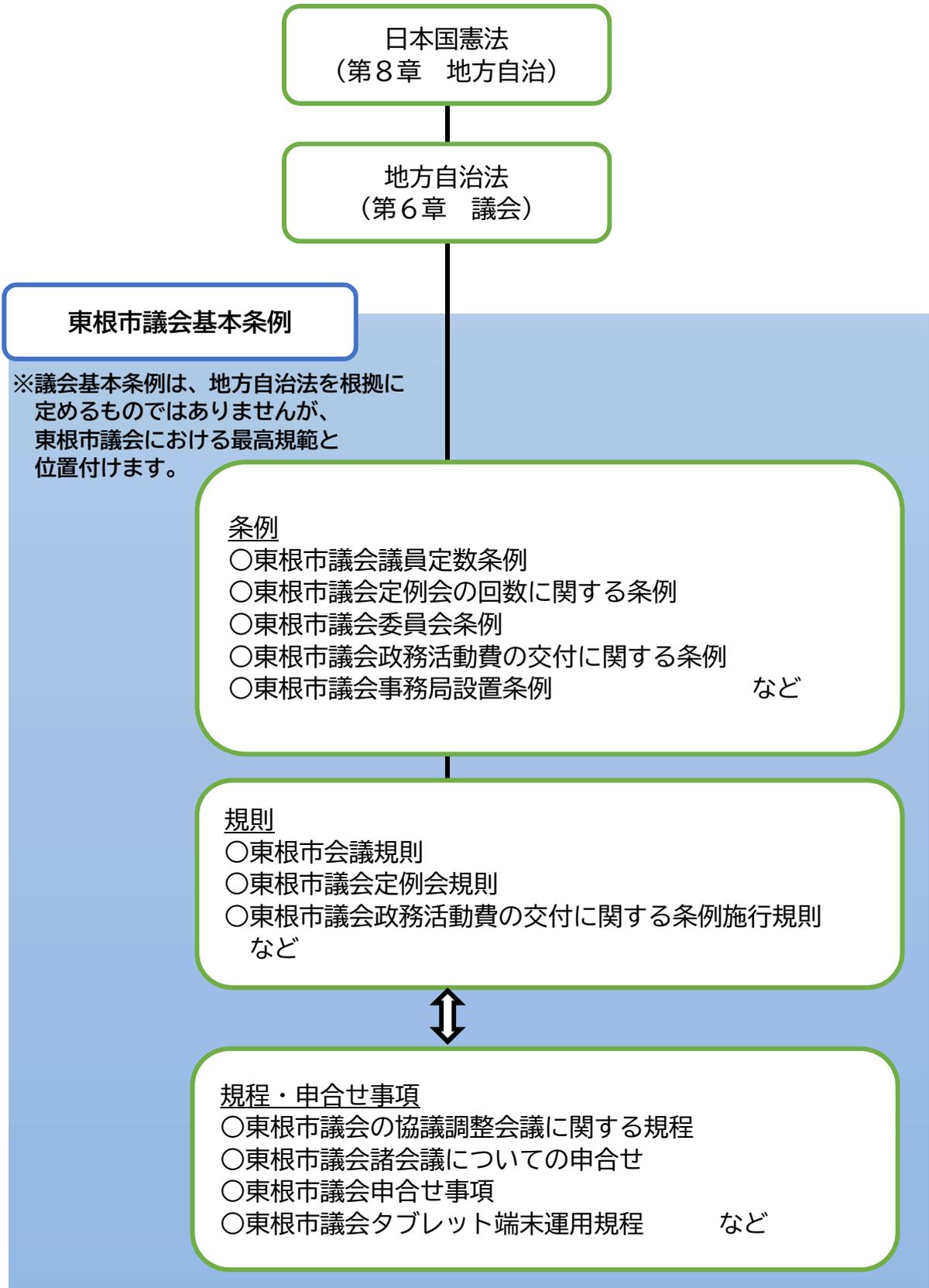
《具体的な事柄》

- ・ 会議の公開等により、積極的に情報公開を行ったり、透明性を確保したりすることで「開かれた議会」を実現し、住民にとって「身近な議会」でありたいと考えます。
- ・ 地域における課題の解決に資するため、積極的に足を運ぶ「行動する議会」として、住民にとって「身近な議会」でありたいと考えます。
- ・ 議会における各種会議の傍聴のほか、住民参加型の意見交換会等の実施により、気軽に議会に参画できる「身近な議会」でありたいと考えます。

● 最高規範

議会基本条例を東根市議会における条例や規則等の最上位に位置付け、これに反する内容の条例や規則等を定めることはできないこととします。

《議会に関する例規の体系》



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う東根市議会（以下「議会」という。）及び東根市議会議員（以下「議員」という。）に関する基本的事項を定め、その担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨・考え方】

- 「前文」を踏まえ、この条例の制定目的を明らかにしています。
- この条例は、二元代表制の一翼を担う議会として、議会及び議員に関する基本的な事項を定め、それに基づき、議会及び議員が担うべき役割を果たすことで、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に貢献することを目的としています。

【用語解説】

● 市民

この条例における「市民」とは、東根市に住所を有する個人（外国人を含む。）や法人のほか、東根市外から東根市内の事業所や学校に通勤又は通学している人も含むものとしています。

(最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈するとき又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性をとらなければならない。

【趣旨・考え方】

- この条例は、議会及び議員の活動の根本的な位置付けになるものであることから、地方公共団体における条例に優劣はありませんが、実質的には、議会に関する他の条例、規則等の最上位に位置する最高規範としての性質を有するとの考えに基づき、議会に関する他の条例、規則のほか内規や申合せ事項における解釈や運用、また、その制定や改正、廃止に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性をとらなければならないこととします。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- (3) 市政に関する情報を積極的に公開及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による事務の執行について監視及び評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

【趣旨・考え方】

○ 議会の活動原則を定めています。

- (1) 市民との対話を行う意見交換の場を設けるなど、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めることとします。
- (2) (1)を踏まえ、市政に関する調査研究等を通じて、政策の立案や提言等を行うこととします。
- (3) 市が実施する各種事業に係る情報等について、必要としている人に確実に届くよう、議会としても積極的に公開及び発信を行うことで、説明責任を果たすこととします。
- (4) 地方公共団体における唯一の議事機関として、公正性及び透明性を確保したうえで、費用対効果を踏まえた市政運営となっているか等の視点で監視し、その成果や効果について評価することとします。
- (5) 常により良い議会を目指して改革に取り組み続け、議会の機能を向上させることとします。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 直接選挙による市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めること。
- (3) 広く市政の課題を把握し、その解決を図るため、調査及び研究活動を行うこと。
- (4) 不断の自己研鑽により、自らの資質向上を図ること。

【趣旨・考え方】

- 第3条では、組織である「議会」としての活動原則を定めていますが、第4条では、議会を構成する「議員」個人が遵守すべき活動原則を定めています。
- (1) 議員には、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の負託を受けた者として、自らに課せられた役割と責任を認識するとともに、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めることとします。
 - (2) 議会は、議論を尽くし結論を導き出す「言論の府」であることや、複数人による合議によって意思を決定する「合議制の機関」であることを踏まえ、議員間の討議を尊重し合意形成に努めることとします。
 - (3) 市が抱える課題の把握と、その解決に向けて、積極的に調査や研究活動を行うこととします。
 - (4) 「議会」としてだけでなく、議員自らも資質向上のために研鑽を積むこととします。

【用語解説】

● **言論の府**

議員の活動の基本は「言論」であり、自らの意見等をしっかり表現しなければなりません。議会は、「言論」によって相互の意見を交わし、議論を深めていくことから「言論の府」と呼ばれています。

また、議会が「言論の府」であるために、言論の自由も保障されています。

● **合議制**

「議会」という機関における意思について、複数の構成員の合議によって決定される制度をいいます。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

【趣旨・考え方】

- 議長の責任と果たすべき役割を定めています。
- 地方自治法では、議長は、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、議会を代表することが定められています。
また、議会を統括する者として、常に中立で公平な議会運営を行う責務があります。
なお、議長は表決をする権利を有しません。

【用語解説】

- **地方自治法**
地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を定めた法律をいいます。
- **表決**
議長の要求に基づき、出席している議員が最終的な賛否の意思を表示し、賛成又は反対について決定することをいいます。

(会派)

第6条 議員は、市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する議員二人以上で、会派を結成することができる。

- 2 会派は、会派に属する議員の活動を支援するとともに、政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うものとする。
- 3 会派に代表者を置き、代表者は、必要に応じ、他の会派及び会派に属しない議員（以下「会派等」という。）との合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- 議会内の会派について定めています。
- 会派は、政治上の政策、主義及び目的などを共有する議員同士で結成する任意の団体であり、議員二人以上で結成できることとしています。
また、会派の役割として、会派に属する議員の活動を支援すること、政策の立案や提言、議案等の審議のために調査研究を行うことが挙げられます。
- 会派には代表者を置き、他の会派や会派に属しない議員との合意形成を図ることで、円滑で効果的な議会運営に資することとしています。

(災害等発生時の議会の対応)

第7条 議会は、自然災害又は公衆衛生上の問題等（この条において「災害等」という。）による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長等と連携し、その対応に努めるものとする。

2 災害等発生時の議会の対応については、別に定める。

【趣旨・考え方】

- 東根市議会の目指すべき姿の1つである「行動する議会」の実現のため、自然災害や公衆衛生上の問題等が発生した場合の議会の対応を定めています。
- 台風や豪雨、地震などの自然災害が発生した場合、議会は、地域における被災状況を把握し、市長等にその情報を確実に提供しなければなりません。また、市長等が発信する各種情報を正確に地域に届けなければなりません。このためには、市長等と連携し、1日でも早い市民生活の安定に向けて、その対応に努めなければなりません。

自然災害にも匹敵すると言われ、未だ収束の見通しが立たない現下の新型コロナウイルス感染症などの公衆衛生上の問題等についても、同様に対応することとしています。

また、被災した地域等における対応のみならず、このような状況においても、二元代表制の趣旨に基づき、議事機関としての迅速な意思決定と多様な住民のニーズを市政に反映するための対応も必要になります。

以上を踏まえ、自然災害や公衆衛生上の問題等が発生した場合の議会の対応を別に定めることとしています。

- この条に定める「議会」には、「議会」を構成する「議員」個人も含まれます。

第3章 市民と議会との関係

(会議の公開等)

第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）等を原則として公開するとともに、傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- 東根市議会の目指すべき姿の1つである「開かれた議会」の実現のため、会議等の公開について定めています。
- 地方自治法において原則公開と定められている本会議を始め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会や、協議調整会議である議会のみらい検討委員会及び議会広報委員会についても原則公開とし、傍聴の促進に努めることとします。

【用語解説】

● 本会議

定例会又は臨時会において、議員定数の半数以上の出席をもって議場で行われる会議のことで、市長等から提出された議案を審議し、議会としての最終的な意思を決定します。

● 議員定数

東根市議会の議員定数は18人です。この定数については、地方自治法で「条例で定める」とされていることから、『東根市議会議員定数条例』を制定し、18人としています。

● 定例会・臨時会

定例会は、毎年4回、行われる会議です。この回数については、地方自治法で「条例で定める」とされていることから、『東根市議会定例会の回数に関する条例』を制定し、年4回としています。

また、臨時会は、定例会とは別に、審議すべき事件がある場合に限定して行われる会議です。

● 常任委員会

市長等から提出された議案等は、最終的に、本会議で議会としての意思を決定しますが、市政に関する事務は幅広く、かつ、複雑なため、本会議で審議することは能率的ではありません。そのため、より具体的に審査、調査を行うため、市政に関する事務を次のように大きく3つに分けて、それぞれを担当する常任委員会を設置しています。

常任委員会の名称	担当する事務
総務文教 常任委員会	総務部、会計課、消防本部及び消防署、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事務

経済建設 常任委員会	経済部、建設部（市長・公営企業）、水道部、農業委員会の所管に関する事務
厚生 常任委員会	市民生活部、健康福祉部の所管に関する事務

● **議会運営委員会**

議会の運営が円滑に行われるよう、会期や提案された議案のほか、請願や陳情があった場合の取扱いについて協議し、決定する委員会です。

● **特別委員会**

特定の案件について審査等を行うため、議会の議決によって設置される委員会です。東根市議会では、予算審査のために設置される「予算特別委員会」と、決算の認定審査のために設置される「決算特別委員会」があります。

● **協議調整会議**

地方自治法第 100 条第 12 項に、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（東根市議会では、「協議調整会議」と呼んでいます。）を設けることができる。」と定められており、東根市議会では、次の会議を協議調整会議に位置付けています。

名称	目的
全員協議会	市政等に関し必要な事項について協議を行う会議
正副委員長会議	各委員会の運営における共通事項について協議を行う会議
議会広報委員会	東根市議会報（「議会だより」を指します。）の編集、発行及び議会活動の P R 等に関する必要な事項について協議を行う会議
議会のみらい検討委員会	議会の活性化等に関する必要な事項について協議を行う会議

● **請願・陳情**

請願と陳情は、それぞれ文書で直接、国や市の施策等に対する意見や要望を議会に提出するという意味では同じ趣旨のものになりますが、「請願」を提出する場合は、地方自治法において議員の紹介により提出しなければならないとされており、東根市議会では、1 人以上の東根市議会議員から紹介議員になってもらい、提出をお願いしております。

(広聴及び広報の充実)

第9条 議会は、議会に対する市民の多様な意見を常に把握するとともに、その関心を高めるため、多様な手段を用いて議会活動に係る広聴及び広報に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- 東根市議会の目指すべき3つの姿の全てに共通する事項になります。
- 市民からの負託を受けた議員で構成する議会は、より一層の関心を持っていたけるように、積極的に行動し、市政に対する様々な意見を把握することで、より身近に、また、開かれた存在として認識していただけるよう努めることとします。

さらには、議会の会議における審議の状況等について、インターネット中継（議事進行に合わせた生中継と、終了後の録画配信があります。）により公開したり、その内容を議会だよりでお知らせしたりするなど、多様な手段を用いて議会活動に係る広聴や広報のより一層の充実に努めることとします。

なお、インターネット中継は、パソコンのほかタブレット端末やスマートフォンでも視聴することができます。

(市民の参画)

第10条 議会は、市民及び議員が意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。

2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言として受け止め、審査等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

○ 第9条に定めた「広聴及び広報の充実」に加えて、市民が直接参画できる機会を設けることで、市民の多様な意見を把握することに努めることとします。

また、市民の意見を審議に反映させる手段として、地方自治法に定められた、公聴会制度や参考人制度の活用に努めることとします。

○ 請願や陳情は、市民からの政策提言と位置付け、慎重に審議するとともに、必要に応じて、請願者や陳情者から、提出に至った背景等について説明する機会の確保にも努めることとします。

【用語解説】

● **公聴会制度**

地方自治法において、予算その他重要な議案、請願等について、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができることと定められています。

● **参考人制度**

地方自治法において、議会は、調査又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出席を求めて意見を聞くことができると定められています。一般的に、専門家等のほか市民の意見を聞く機会として活用される制度です。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第11条 議会は、市長等との権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しなければならない。

2 議会は、市長等が行う事務の執行について監視及び評価を行い、その内容に改善の必要があると認められるときは、市長等に対し、適切な措置又は対応を求めることができる。

【趣旨・考え方】

- 前文にも規定している内容になりますが、地方公共団体における二元代表制においては、執行機関である市長等と議事機関である議会は、それぞれ果たすべき役割は異なるため、常に緊張ある関係を保つ必要がありますが、お互いにより良い市政を目指すという目的は変わりません。
- 第3条に定めた「議会の活動原則」では、議会は、市長等が行う事務の執行について、監視及び評価を行うこととしており、その結果として、事務の執行内容に改善の必要があると判断した場合には、市長等に改善に向けた適切な措置や対応を求めていく必要があります。

(議決事件の追加)

第 12 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により、議決事件の追加について検討するものとする。
2 前項の規定による議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

【趣旨・考え方】

- 法律に定められている議会が議決しなければならない事件以外に、地方公共団体が独自に議決すべき事件を追加できることについて定めています。
- 議会の議決を必要とする事件は、地方自治法第 96 条第 1 項に定められているほか、地方自治法の他の条文や地方自治法以外の個別の法律に必要に応じて定められています。それら以外に地方公共団体が独自に議決を必要とする事件として設定しようとする場合は、地方自治法第 96 条第 2 項において、地方公共団体の条例で定めることができるとされています。
- 東根市議会は、議事機関としての責任を果たすため、また、市長等が行う事務に対する監視と評価機能を強化するため、市長等と協議を重ねながら、議決事件の追加を検討することとします。
なお、検討の結果、新たに議決事件とするものについては、地方自治法第 96 条第 2 項に定められている地方公共団体の条例として制定された、「東根市議会の議決すべき事件に関する条例」に追加することとします。
- 現在、「東根市議会の議決すべき事件に関する条例」に定めている議決事件は、次のとおりです。
 - ・ 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（「総合計画の基本構想」を指します。）の策定、変更又は廃止に関する事項

【用語解説】

● 議決事件

議会の議決によって意思決定を行うことが法令等で定められているもので、条例の制定、改正又は廃止や予算を定めること等があります。

(説明等の要求)

第 13 条 議会は、市長等が提出する議案（以下「議案」という。）及び市長等が定める重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）の審議にあたり、議案及び政策等に係る論点を整理するとともに、審議を通じてそれらの内容の向上を図るため、必要な説明及び資料の提出を求めることができる。

【趣旨・考え方】

- 前文等にも規定している内容になりますが、議会は、地方公共団体における唯一の議事機関であり、二元代表制の一翼を担う機関として、執行機関である市長等が行う事務等について監視及び評価を行う役割を担うため、市長が議会に提出した議案や市長等が定める政策等の審議を通して内容の向上を図ることを目的に、必要な説明や資料の提出を求めることができることとします。
- 説明や資料の提供等の要求については、地方自治法第 100 条第 1 項において、議会に対して認められている市町村が行う事務に関する調査権に基づき行うこととなります。

第5章 議会の機能強化

(委員会)

第14条 委員会は、より具体的で専門的な調査及び審査を行うため設置していることに鑑み、それぞれが所管する事務の調査及び審査等を積極的に行い、委員間討議を通して合意形成を図り、政策の立案及び提言等に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- 本会議と異なり、少人数で構成する委員会は、それぞれの設置目的と役割に沿った運営が必要になります。
- 行政視察等を通じた先進事例や本市の現状等を積極的に研究するとともに、それらを踏まえた委員間の十分な討議を通して合意形成を図り、政策の立案や提言等に努めることとします。

【用語解説】

● 討議

取り上げた内容について結論を出したり、合意形成を図ったりするため、互いに意見を出し合い検討することをいいます。

(情報通信技術の積極的活用)

第 15 条 議会は、議会運営の効率化、迅速化及び省資源化並びに情報共有の強化を目的に、情報通信技術を積極的に活用するものとする。

【趣旨・考え方】

- 議会のみらい検討委員会における議会活性化に向けた検討項目のうち、「議会運営のあり方」に関する事項として「審議の充実」があります。
- 議会の本会議や委員会に必要な資料を始め、市長等から提供される各種事業に関する資料についてもすべてが紙によるもので、審議に必要な資料の整理に時間を要することが課題となっていました。
- また、多様化する市民からの相談対応等においても同様に、問い合わせを受けた内容について、膨大な紙の資料から必要な部分を探し出すまでに時間がかかるという課題を抱えていました。
- このため、東根市議会では、必要な情報の伝達や資料の配付又は閲覧を迅速に行うことができるよう、平成 30 年 11 月からタブレット端末を導入しています。
- タブレット端末の導入に伴い、紙の資料の配付を止め、電子データをタブレット端末で閲覧することにしたことで、議員活動における機動性の高まりが期待できます。
また、議員に対する各種会議の案内等についても、これまで郵送で紙の文書を送付していましたが、電子データをメールに添付して送付することにしました。
- この取り組みは、議員活動自体の向上が図られるほか、紙使用量の削減にも繋がり、省資源化やペーパーレス化にも資するものになります。
- タブレット端末の導入をきっかけに、議会及び議員活動において情報通信技術を積極的に活用することとします。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。この場合において、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

【趣旨・考え方】

- 市長等が行う事務の監視と評価や、政策の立案や提言等を行っていくためには、一定の知識と能力が求められるため、議員個人の資質向上が不可欠であることから、各分野における専門的な知見を有する学識経験者等を講師とした研修を積極的に行うこととします。

(議会事務局の体制整備)

第 17 条 議会は、議会活動の円滑的かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等に係る能力向上に資するため、議会事務局の機能強化及び体制整備に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- 地方自治法において、議会事務局の設置について定められています。議会は、議会活動全般にわたり、円滑的かつ効率的に進めること、また、政策の立案や提言等に係る能力の向上を図ることを目的に、議会事務局の体制整備に努めることとします。

【用語解説】

● 議会事務局

地方自治法第 138 条第 2 項では、「市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局と置くことができる。」と定められており、東根市では、「東根市議会事務局設置条例」を制定し、議会事務局を設置しています。

(予算の確保)

第 18 条 議会は、議事機関としての機能の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- 議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営を図るため、この条例に定めた各種取組の実施に必要な予算を確保するよう努めることとします。

(政務活動費の活用)

第 19 条 会派等は、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、政務活動費を充てることができる。

2 政務活動費の交付その他必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨・考え方】

- 地方自治法において、「地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員（以下このページでは「会派等」と言います。）に対し、政務活動費を交付することができる。」とされています。
- 地方自治法では、政務活動費の交付を受けた会派等の収入及び支出に関する報告書の提出について定めており、加えて、その使途の透明性を確保することについても定めています。
- 東根市議会では、平成 27 年度分の政務活動費までは、その収支の状況について、「議会だより」の紙面でのみ公表してきましたが、東根市議会の目指すべき姿の 1 つである「開かれた議会」の実現に向け、議会のみらい検討委員会での検討を踏まえ、平成 28 年度分の政務活動費からは、「議会だより」での公表に加え、領収書も添付したうえで、市ホームページでも収支状況を公表しています。
- 政務活動費の交付に関し必要な事項は、「東根市議会政務活動費の交付に関する条例」に定めています。

【用語解説】

● **政務活動費**

地方自治法第 100 条第 14 項では、地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付できるとされています。

従来の名称は「政務調査費」でしたが、平成 24 年の地方自治法の改正により、名称が「政務活動費」に改められ、活用できる範囲も拡大されました。

第6章 定数及び報酬

(議員の定数)

第20条 議会は、議員の定数について、市民等の意思を市政に反映できるよう情勢の変化等に応じて議論を尽くすものとする。

2 議員の定数については、別に条例で定める。

【趣旨・考え方】

- 平成23年の地方自治法の改正前までは、市町村議会の議員の定数は、人口区分に応じて定められた上限の範囲内において条例で定めることとされていましたが、改正後は、その上限が撤廃され、それぞれの地方議会の実態に応じて条例で定めるべき事項となりました。

《参考》

改正日（施行日：平成23年8月1日）時点での東根市の人口は46,927人でした。これを、上記改正前の地方自治法第91条に定められた上限に当てはめると、「26人」となりますが、この時点で、すでに東根市議会の議員の定数は、現在と同じ「18人」です。

- 東根市議会の議員定数は、平成19年7月の市議会議員選挙から適用している「18人」のまま、現在に至ります。
- これまで、県内で唯一人口が増加し、最も勢いのある街と評されるようになった東根市において、「18人」という定数の多寡については議論されませんでした。今後は、市政に対する住民の多様な声や社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて議論を尽くすこととします。
- 議員の定数については、「東根市議会議員定数条例」に定めています。

(議員報酬)

第 21 条 議員報酬の額の改正にあつては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、東根市特別職報酬等審議会等の意見を参考しなければならない。

2 議員報酬の額その他必要な事項については、別に条例で定める。

【趣旨・考え方】

- 議員報酬の額の改正にあつての基本的な考え方を定めています。
- その額を改正する場合は、社会情勢や市が抱える課題、将来展望等を十分に考慮したうえで、東根市特別職報酬等審議会や市民の意見を参考しなければならないとしています。
- 議員報酬の額や必要な事項については、「東根市特別職に属する者の給与に関する条例」に定めています。

【用語解説】

● 東根市特別職報酬等審議会

議員報酬の額や、市長、副市長、教育長の給料の額について改定を行う場合に、その意見を聞くために諮問する第三者機関であり、その委員は、東根市の区域内の公的団体の代表者や市民の中から、審議を行うごとに選ばれます。

● 特別職

東根市のような地方公共団体で働く公務員を「地方公務員」といいます。地方公務員は、次のように「特別職」と「一般職」に分けられます。

特別職	一般職
主に、その職に就任するにあたり、 ・ 選挙で選ばれる職 ⇒ 市長や市議会議員 ・ 議会の同意を必要とする職 ⇒ 副市長、教育長 など	特別職にあたる職以外のすべての職

第7章 検証及び見直し

(条例の検証)

第22条 議会は、この条例に基づく議会活動を確実に実行し、その結果を検証するものとする。

【趣旨・考え方】

- この条例に定める内容のとおり、議会や議員の活動ができているか、その結果を検証することとします。

(条例の見直し)

第 23 条 議会は、前条に規定する検証の結果、改善の必要があると認めるときは、社会情勢の変化や市民の意思等を踏まえ、この条例の見直しを含め、適切な措置又は対応を講じるものとする。

【趣旨・考え方】

- 第 22 条に定める検証の結果、議会や議員の活動のなかで改善が必要だと判断されるものがあるときは、社会情勢の変化や市民等の意見も参考にしながら、この条例の見直しも含めて、適切な措置や対応を講じることとします。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。